平成２７年（フ）第１７５６号
愛知県安城市相生町17番18号　ダイアパレス安城1005、開始決定時の住所愛知県春日井市下屋敷町字下屋敷20番地２　メゾンカメリアＣ棟102号
破産者　西村　章太
1　決定年月日　平成29年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５４２号
名古屋市中川区西中島１―506　第２三栄ハイツ201、住民票上の住所名古屋市中川区下之一色町字松蔭５丁目７番地の１　ロイヤル服部201号
破産者　仲村　政司
1　決定年月日　平成29年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１９１７号
愛知県尾張旭市緑町緑ケ丘100番地14　本地ケ原住宅11―403
破産者　德地　道夫
1　決定年月日　平成29年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３４９号
名古屋市南区内田橋１丁目８番５号　アートライフタケセイ10Ｃ号
破産者　藤　ヤス子
1　決定年月日　平成29年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４６３７号
大阪府吹田市円山町31番16号
破産者　鎌田　朝子
1　決定年月日　平成29年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３２２号
大阪市阿倍野区西田辺町１丁目20―29、住民票上の住所大阪市阿倍野区長池町１番６号
破産者　上田　嬉子
1　決定年月日　平成29年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３４９４号
名古屋市中区伊勢山１丁目４―15エスポワール東別院601号室、開始決定時大阪市西区新町３丁目11番７―506号
破産者　月足　典靖
1　決定年月日　平成29年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１９３号
徳島県小松島市小松島町北浜182―４、開始決定時大阪市生野区巽東３丁目７番６―207号
破産者　田渕　敬治
1　決定年月日　平成29年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５３５８号
大阪府豊中市庄内栄町１丁目２番20―503号、前住所大阪府豊中市庄内東町３丁目１番41―110号
破産者　スナック玉こと　野口由起子
1　決定年月日　平成29年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０２号
大阪市北区長柄東２丁目１番21―904号、前住所堺市中区大野芝町186番地２　エクセランス大野芝706号
破産者　永井　　清
1　決定年月日　平成29年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２０３号
大阪府枚方市東船橋１丁目54―２　Ｂ―101、開始決定時大阪府枚方市東船橋２丁目11番地の１（206）
破産者　濵﨑真一郎（旧姓茂木）
1　決定年月日　平成29年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２４２号
大阪府茨木市南安威２丁目４茨木安威住宅第07棟408号室、開始決定時大阪府茨木市三島丘２―２―１号棟710号室　川邉強方
破産者　栄城建装こと　小野　清利
1　決定年月日　平成29年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２７１号
大阪市生野区新今里２丁目７番６号　ＹＳハイツ　501号
破産者　ＬＥＥ　ＢＹＵＮＧ　ＫＹＵ　李　炳圭
1　決定年月日　平成29年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３１９号
大阪市東成区大今里南６丁目11番４号　サンシャインエノキ新深江　506号
破産者　佐藤　武光
1　決定年月日　平成29年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４９９号
大阪市東淀川区北江口３丁目４番13―401号
破産者　宮岡　正子
1　決定年月日　平成29年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５４号
神戸市中央区東雲通１丁目７番４号シティハイツアムール306号、開始決定時の住所神戸市中央区元町通４丁目６番20―806号
破産者　韓菜韓茶いーさんこと　ＬＥＥ　ＪＵＮＪＩＮ　李　　俊振
1　決定年月日　平成29年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１６６号
兵庫県尼崎市塚口町２丁目37番地の２　ピオーネ塚口101号
破産者　德田　貴司
1　決定年月日　平成29年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係